

(14)境界保全事業について

平成24年度から実施しております事業で、境界の保全事業を下記の通り実施します。
実施を希望される集落は、地域整備課 環境整備室 までご相談下さい。

<目的>

過疎化・高齢化の進む中山間地の境界を保全する

<事業主体>

各集落

<スケジュール>

準備段階	①	事前協議
	②	杭・各種資料の提供(役場から)
立会段階	①	境界確認 ・ 杭打ち
	②	写真撮影 ・ 記録
記録・整理	①	図面の作成 ・ データ化
	②	保存 ※1

※1 全て電子化し、役場でも保存

【問い合わせ先】
地域整備課 環境整備室 担当:大松 健・石原正章
電話:68-5539 FAX:68-3866